

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

労働時間の曖昧化による不払い労働を直ちに是正し、 適正な労働時間管理を求める申し入れ

輸送サービス労組は、これまでも様々な場において労働時間の曖昧化を許さないことを明確にして労使議論を深め、業務として必要な時間については勤務として取扱い、適正な労働時間管理を行っていくことを確認してきました。

しかし「新・JINJRE（以下、JINJRE と記す）」の使用開始（勤務関係の一部のみ）における初期認証作業では一部の職場で勤務時間として算出せず自分の時間で行うように指示されています。そもそも、社員個々に貸与されている業務用 PC 若しくはタブレット端末から初期認証作業を行わなければ使用できないシステムとなっているにもかかわらず、勤務時間として計上しないなどありえません。現業機関では、適正に勤務時間として計上している職場が数多くあるにもかかわらず、他方で「支社からの指示で自分の時間で行うものだ」と繰り返す職場があるなど、労働時間が曖昧にされています。その他、休憩時間を付与していない事象やタブレット端末を使用した委員会活動等における業務指示が明確に行われていないなど、労働時間管理が未だ適正と認められない事態が後を絶ちません。この間、会社はコンプライアンスの遵守を掲げ、労働時間管理の厳正化を各管理者中心に教育・指導し、社員に対しての周知等にも取り組んできましたが、杜撰な管理は横行し改善されるどころか悪化し続けています。

労働基準監督署からは、業務に関することや諾否を問わず社員が使用しなければいけないシステムに関する事項は「労働時間として取り扱うのは当たり前」「このような会社は他にはない」と、厳しい指摘を受けています。輸送サービス労組は、労働時間の曖昧化については一切の妥協なく決して容認しません。作業実態に即して必要な実作業時分を労働時間として取り扱うことが不可欠です。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

記

1. 業務に必要な作業については、実作業時分を労働時間として取り扱うこと。また、勤務時間として取扱わなかった事案については、実作業時分を労働時間として計上し追給すること。

2. 今申し入れに対する回答は、2022年9月30日までに行うこと。また、団体交渉は2022年10月15日までに実施すること。

以 上